

生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業
基本計画策定業務委託に係る仕様書

1. 件名

生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務委託

2. 目的

本業務は、下記３点を目的とする。

- ・生駒市立生駒南小学校及び生駒南中学校施設一体型整備事業における基本計画策定の業務を対象とし、令和７年度以降に着手する当該学校の基本設計に向け、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等の参加を推進しながら、学びの空間の考え方や各学校の特徴を踏まえたコンセプト、配置計画等をまとめること。
- ・「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想～伝統を継承し、これからの学びを実現する学校づくり～」(以下、基本構想)に基づき、校舎の老朽化に伴う建て替えという目的のみならず、これからの時代に即した「新しい学校」づくりの視点で策定すること。
- ・生駒市教育委員会が目指す新しい学校づくりについては、「基本構想」及び「第３次生駒市教育大綱（案）」を踏まえ、創意工夫により魅力ある教育環境の実現を目指し、児童生徒のより良い学習環境や、教職員の快適で機能的な職場環境の構築を専門的な視点で創出すること。

3. 業務期間

契約締結の日から令和７年３月３１日（月）まで

4. 対象施設

- ・生駒市立生駒南小学校（生駒市萩原町３３５番地） 敷地面積 13,503 ㎡
- ・生駒市立生駒南中学校（生駒市萩原町９０番地） 敷地面積 14,285 ㎡

5. 関連法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関連法令及び「第６次生駒市総合計画第２期基本計画」、「第３次生駒市教育大綱（案）」等他、本市の関連計画及び要綱等に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者は生駒市と都度協議し、その指示を受けるものとする。

6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、生駒市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的取組を提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、生駒市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ生駒市に承諾願を提出の上、了解を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7. 業務内容

本業務は以下に示すものであり、実施に当たっては、生駒市と十分に打合せを行うこと。

●施設整備条件の詳細検討

- ・前提条件の調査・整理・検討
- ・施設条件の検討（コンセプト、諸室の設定、適切な施設規模、必要な設備（EV 等）、動線、外構、環境、防災、ユニバーサルデザイン等）
- ・配置計画（グラウンド、校舎、体育館、プール、駐車場、正門の位置等）の検討
- ・学校教育と社会教育が融合した多様性のある学びが実現できる環境を確保できる施設の検討
- ・施設整備計画、整備完了までの事業スケジュール及び運営方法の検討（工程表作成、仮設計画等）
- ・構造、設備計画の検討
- ・概算事業費の試算（イニシャルコスト、ランニングコスト）
- ・交付金、補助金等の算定

●児童生徒、保護者及び地域住民等の意向把握

- ・ワークショップ（5回程度）の企画運営補助、資料作成、成果の取りまとめ

対象：児童生徒、教職員、保護者、地域住民、及びその代表メンバー

※児童生徒、教職員、保護者対象の回については、教育委員会事務局と協働して進めること。地域住民、代表メンバー対象の回については受託者が主導して進めること。

- ・アンケート

生駒市が使用しているオンラインツールを用いて実施すること。

8. 履行完了時

生駒市が指定する「完了届」と併せて「業務報告書」を作成し、提出すること。

業務報告書は、履行日、履行内容、履行期間中の変更点・変更時期・変更理由、その他必要事項を反映させたものとする。

9. 成果物の種類

- ・成果物の規格は、原則としてA 4判とし、書式は生駒市と協議の上決定すること。
- ・印刷物で頁数が多いものは、着脱可能なファイル綴を使用し、必要に応じて適宜分冊の上、背表紙及びインデックスを使用して見やすく整理すること。
- ・データは原則としてDVD - Rに格納し、データの種類等は生駒市と協議し決定すること。
- ・それぞれの納入期限は、業務計画書に定めるスケジュールによるものとする。

10. 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて生駒市に帰属するものとする。